

公表

## 事業所における自己評価総括表

○事業所名	YCCもこもこ香里園教室		
○保護者評価実施期間	令和7年2月1日		～ 令和7年3月20日
○保護者評価有効回答数	(対象者数)	1	(回答者数) 1
○従業者評価実施期間	令和7年2月1日		～ 令和7年3月10日
○従業者評価有効回答数	(対象者数)	7	(回答者数) 7
○事業者向け自己評価表作成日	令和7年4月15日		

## ○ 分析結果

	事業所の強み(※)だと思われること ※より強化・充実を図ることが期待されること	工夫していることや意識的に行っている取組等	さらに充実を図るための取組等
1	スタッフの取得している資格が各々異なるため、様々な視点から学習支援を行うことができる。	様々な専門的な知識をもつスタッフが在籍できるような人員配置を行っています。教材を作成する中でも、各々で支援内容を考えつつ、より知識が得られるように毎日ミーティングを行いながら、様々な視点で話し合いを行っています。	保護者様のお迎えの際には、その日の活動がどんな様子であったかをしっかりお伝えできるように努めています。取り組んでいる課題が学習内容に関して、どのような意図・狙いなども伝えられるように、日々研鑽を行っています。
2	個別担当制のため、利用者様お一人お一人へ成長の流れに沿った支援ができます。また、勉強に限らず日常生活で活用できる学びやコミュニケーションなどSST支援も行うことができ、しっかりと伝える・復習する・ステップアップするなどのきめ細かい支援ができます。	個別担当制のため、お子様の得意・苦手を把握して寄り添える支援を行っています。また、話したい気持ちの時には話す時間を設けるなど、その時の気持ちにも寄り添いながら支援を行っています。	日常生活で活用できる学びのサポートができるように、関わり方のロールプレイを行うなど、実践に近くなるような活動も取り入れていきたいと考えています。
3	「学ぶ」と共に、お子さまにとっての「好きな居場所」であること	「学習」への自信の減少は、周囲からの評価や自身の失敗体験から来ていることもあるため、お子さまそれぞれの頑張りや達成に対して、ポジティブな評価を送り、自信の涵養に努めています。また、ボードゲーム等の小集団での遊びを通じ、誰もが受け入れを感じられる場を作っています。	お子さまひとりひとりに応じた「学習課題」の種類の研究開発、小集団のムードに適した「ゲーム」の充実化を図り、より自信が深められるよう、より楽しさを感じていただけるよう、不断の取り組みを続けます。

	事業所の弱み(※)だと思われること ※事業所の課題や改善が必要だと思われること	事業所として考えている課題の要因等	改善に向けて必要な取組や工夫が必要な点等
1	地域交流の機会の少なさ	個別支援を中心とした事業の性質上、不特定者との交流を希望しない方もいらっしゃることもあり、機会の実施は馴染まないところがあると考えています。	個人情報の保護を前提とし、希望者を募る形式で、「学び」の一環として、世代間交流や機関交流の機会は企画していければと考えております。
2			
3			

公表 事業所における自己評価結果

事業所名		YCCもこもこ香里園教室				公表日	2025 年 4 月 21 日
	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点		
環境・体制整備	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	○		課題に取り組む机は空間をあけて、過密にならない配置としています。		
	2	利用定員やこどもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。	○		担当制の個別支援を行っており、必要十分な数のスタッフ配置となっています。		
	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。	○		支援室の机は前側面を囲った形状となっており、視覚的に課題に集中しやすい工夫を行っています。		
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こども達の活動に合わせた空間となっているか。	○		継続的な感染症対策も含め、活動時間ごとに仕様物品の消毒や清拭を実施しています。リラクスペースも設置。		
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	○		お話をしたいときに利用できる相談室や、クールダウンにも利用できる場所も用意しています。		
業務改善	6	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	○		支援における気付きは全スタッフで共有の上、アセスメントも含め、常に支援につなげるよう意識しています。		
	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		保護者向け評価表のみならず、ご相談は随時承る体制を取っており、それを踏まえた改善は常に図っています。		
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		管理者が各職員の意見を把握する機会を設け、業務改善を図っています。また、話をしやすい環境づくりにも留意しています。		
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。		○	法人としての第三者による外部評価制度は導入していませんが、事業所内、事業所間で確認された課題の把握に努めています。		
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	○		職員の資質の向上を目的として、様々なテーマの研修が月2回以上を実施。録画による学びもできる体制となっています。		
適切な支援の提供	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	○		事業所のホームページにおいて、支援プログラムの公表を行っています。		
	12	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか。	○		事前に保護者面接、児童面接を行い、利用開始後は支援場面での様子を踏まえて、最適な計画の策定に努めています。		
	13	児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	○		児童発達支援管理責任者、及び全職員が交流の機会を通じた児童理解に努めており、支援に反映するよう心掛けています。		
	14	児童発達支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	○		原則、計画策定に係る会議には職員全体で参画しており、計画策定後の支援においても、共有認識の下で実施しています。		
	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	○		事業所共通のアセスメントツールを活用するとともに、支援中の表情や態度も含めた行動観察に気を配り、その経時的変化も含めてアセスメントとしています。		
	16	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	○		「本人支援」は、利用するすべての児童にいわゆる5領域に留意した支援を実施しており、個別支援計画書にも位置づけています。 「家族支援」は、児童の家族の安心も大切と捉え、家族からのあらゆる相談に応じる体制を講じています。 「移行支援」は、進路に関する相談や情報提供を積極的に行い、必要に応じて移行先との連携も行っています。 「地域支援・地域連携」は、保護者のニーズに応じて、学校等連携を行っています。		
	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。	○		支援開始前に全職員でミーティングを行い、個人、小集団の特性に合わせて、受容に繋がる支援となるよう心掛けています。		
	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	○		目標達成に向けた支援内容となるよう、毎回工夫を凝らした設定を行います。小集団活動は、毎回違う内容となるようにしています。		

	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成し、支援が行われているか。	○		個別支援計画では、学びを主とした個人支援と、社会性を主とした小集団活動の取り組みを重視しており、それぞれの目標に向けた支援を実施しています。	
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	○		支援開始前に全職員でミーティングを実施しており、活動の狙いを共有し、進行役やサポートの進め方など、連携した支援となるよう常に確認を行っています。	
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	○		全体の支援の終了後、担当児童についての気づきや、小集団活動での各児童の様子を共有し、次回以降の支援の改善点の検討を行っています。	
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	○		毎回の支援の様子についての記録を必ずとっており、児発管の確認後、毎月保護者にお渡しの上、確認署名をいただいています。確認を通じて、支援の妥当性の共通化を図っています。	
	23	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	○		個別支援計画書の内容に沿った支援が行われているかについて、保護者に評価を行っていただき、それを踏まえたモニタリング会議を実施し、計画書の最適化を図っています。	
関係機関や保護者との連携	24	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	○		相談支援事業所等関係機関会議に当たっては、児童発達支援管理責任者は必ず参画し、時間等の条件が合えば担当指導員も帯同します。	
	25	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	○		保護者の希望がある場合において、関係機関に関する情報提供、関係機関との情報連携は積極的に行っています。	
	26	併行利用や移行に向けた支援を行うなど、インクルージョン推進の観点から支援を行っているか。また、その際、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	○		保護者からの希望があれば、移行支援やインクルージョンを狙いとした支援、情報連携を行うこととしています。	
	27	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	○		保護者からの希望があれば、移行支援やインクルージョンを狙いとした支援、情報連携を行うこととしています。	
	28	(28～30は、センターのみ回答) 地域の他の児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等と連携を図り、地域全体の質の向上に資する取組等を行っているか。				
	29	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。				
	30	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。				
	31	(31は、事業所のみ回答) 地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパーバイズや助言等を受ける機会を設けているか。	○		市の通所支援事業所連絡会に定期的に参画し、行政主催の研修に積極的に出席するとともに、個別の案件についての連携も行っています。	
	32	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、地域の中で他のこどもと活動する機会があるか。	○		交流を目的とした活動機会は現時点では設定しておりません。	個別支援を主軸とした支援形態ということもあり、地域交流はなじまない側面がありますが、個人情報に配慮した交流の形についての検討は行います。
	33	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	○		支援後の保護者等のお迎えの際に、その日の支援の様子についてお伝えするとともに、ご心配点などをお伺いしている。必要に応じて、児発管が適宜相談に応じ、善後策の検討を行います。	
34	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	○		心配事の話や、年長者の経験談など、保護者同士の交流と不安軽減としての交流会を、希望者を対象に定期的に実施しています。また、研修機会の情報発信を行っています。		
35	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	○		利用契約時に、事業所に係ること全般についての丁寧な説明を行っています。また、関連書類についていつでも確認できるようにし、質問など随時承っています。		

保護者への説明等	36	児童発達支援計画を作成する際には、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、子どもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	○		事業の中で子どもの気付きを共有し、願いを把握するようにするとともに、保護者等に対してはいつでも相談が可能なことをお伝えし、支援に反映するよう努めています。	
	37	「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか。	○		計画の提示に際しては、丁寧な説明を心がけ、その上で同意をいただいております。質問には、随時対応を行っています。	
	38	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	○		事業所に関することのみならず、あらゆるご相談に応じる旨をお伝えしており、ご心配点について一緒に考え、内容に応じた適切な提案や情報提供を行うよう努めています。	
	39	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	○		保護者同士の交流や情報交換、意見交換の場としての保護者会を定期的に実施している（全員に案内し、参加は希望者）。きょうだい同士の交流を狙いとした機会の提供は、現時点では実施しておりません。	
	40	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	○		苦情の際の事業所での連絡先と対応について、契約時の説明で明示するとともに、行政の相談窓口も示しています。発生時には、組織として速やかに対応を行います。	
	41	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか。	○		活動内容の発信ツールとして、個人情報に配慮の上で、Instagramを活用しています。また、相互の連絡ツールとして、LINE（希望者のみ）を利用しています。	
	42	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	○		個人情報保護法に則った個人情報保護方針を定め、契約時に保護者に対してその適用範囲について丁寧に説明の上で同意を得て、内容の遵守に努めています。	
	43	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	○		拡大版契約書や情報機器の活用、支援のための空間や物品の選定等、想定される合理的配慮を行っている。不十分さが確認された場合、速やかに対策を行います。	
	44	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。	○		個別支援型の事業の性質上、個人情報の関係もあり、地域との交流を狙いとした事業は馴染みにくいと考えますが、行政主催の事業には参画しています。	個人情報に配慮の上で、地域の交流のイベントの周知など、参加を希望される方が参加しやすい環境づくりに努めます。
非常時等の対応	45	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	○		各種事象別のマニュアルを策定し、関係者への周知及び発生時の役割分担等の設定を行っている。また、職員を対象とした関連する研修は適宜実施しています。	
	46	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	○		感染症並びに自然災害における各BCPを定めるとともに、安全計画に基づく物品確認や研修実施、発生時の役割確認を定期的に行っています。	
	47	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認しているか。	○		契約前の面談において、児童の身体的状況については必ず確認するとともに、利用後に成長に伴う新たな要配慮事項が発現した場合も、即時に保護者より話を伺うこととしています。	
	48	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。	○		基本的には保護者からの聞き取り内容に基づく対応ですが、医師からの指示書の有無を確認の上、出ている場合はその内容に沿った対応を行います。	
	49	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	○		緊急時における対応について、契約時に重要事項として説明し、発生時における速やかな連絡、安全確保に向けた防災教育の実施等、必要事項について周知を図っています。	
	50	子どもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	○		緊急時における対応について、契約時に重要事項として説明し、発生時における速やかな連絡、安全確保に向けた防災教育の実施等、必要事項について周知を図っています。	
51	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	○		事故防止のための重要な取り組みと位置づけ、積極的な報告を奨励しています。報告内容は自事業所に留まらず、法人全体の意識向上のために、個人情報配慮の上で全体共有をしています。		

52	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	○		事故防止のための重要な取り組みと位置づけ、積極的な報告を奨励しています。報告内容は自事業所に留まらず、法人全体の意識向上のために、個人情報配慮の上で全体共有をしています。	
53	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	○		身体拘束は身体的虐待に該当しうる事象であるとの認識の下、やむを得ず適用する場合の3要件（切迫、非代替、一時）を明示し、同意を得るとともに、計画書にもその旨を掲示しています。	